# 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【10,516(9,650)百万円】 (平成29年度補正予算 1,276百万円)

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となっ た被害対策の取組や施設整備、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

# <背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大により、近年の農作物被害金額は約200億円前後で推移してい
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノ シシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠と なっています
- このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲の強化に向けた取組 や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- また、捕獲鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要です。

# 政策目標

- ○鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- 〇野生鳥獣を約60万頭捕獲(平成30年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲頭数の合計)
- 〇平成30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を平 成31年度に倍増させる。

# <主な内容>

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

10,350(9,500)百万円 (平成29年度補正予算 1, 276百万円)

(1) 鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。 具体的には

- •侵入防止柵\*. 人防止柵<sup>※</sup>、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- 捕獲活動の取組
- ・ ジビエの処理加工施設へ搬入した場合: 9千円/頭以内、搬入しない場合: 7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る) (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり) ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり
- ・**地域の指導者**や被害対策の中核となる**コーディネーターの育成**等の取組 等へ支援します。

(2) ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。

- 具体的には、モデル地区に対して、 ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備
- ・コンソーシアム\*の運営等 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消 費等の連携等)
- ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証)

等の支援を行います。

さらに、**全国的な需要拡大**のため、**プロモーション**等の取組を支援します。

交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) ※一部定額支援あり

事業実施主体:地域協議会、民間団体等人

2. シカによる森林被害緊急対策事業 166(150)百万円 シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となったシカの広域 かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施を行うとともに、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図るほか、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

補助率:定額、委託費

事業実施主体:国、都道府県等、委託先:民間団体等 )

# <各省との連携>

□ 環境省

・指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県によるシカ・イノシシの 捕獲、衛生管理も含めた狩猟者向け講習会等の開催及びジビエ利用拡 大のための狩猟者の捕獲等の取組を支援

# お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958) 2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室(03-3502-1063)

# 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

# 鳥獸被害防止総合対策交付金

# 鳥獣被害防止対策支援事業

【平成30年度予算概算決定額:10,350(9,500)百万円】

(平成29年度補正予算:1.276百万円)

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を 総合的に支援します。

# ハード対策

# ○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

〇処理加工施設、焼却施設、

捕獲技術高度化施設(射撃場)

# 【事業実施主体】

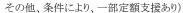
地域協議会、地域協議会の構成員

## 【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。







捕獲技術高度化施設

# ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による 地域ぐるみの被害防止活動

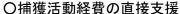
(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、 ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

〇都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、 人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)



・ジビェの処理加工施設へ搬入した場合・9千円/頭以内、搬入しない場合:7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る) (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)

・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

# 【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

# 【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) (※条件により、一部定額支援あり)

捕獲機材の導入

# ジビエ倍増モデル整備事業

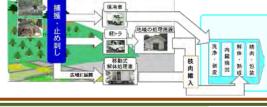
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかり とつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- 〇 さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

# 【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- 〇 コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証)

【事業実施主体】民間団体

【交付率】事業費の1/2以内等、定額



# 中核的な処理加工施設

## √ 年間を通じたジビエの安定供給

こして拠点化

⇒1,000~1,500頭/年以上が黒字化の目標

保冷施設〔在庫調整機能〕

定時・定量 安定取引 雲要

# シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額: 166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル 的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

# (1)シカ森林被害防止緊急対策

### 【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域 において林業関係者が主体となった 捕獲等をモデル的に実施するほか、 新たにシカの侵入が危惧される地域 等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等 【補助率】定額





# (2)シカ被害対策推進調査事業

## 【事業内容】

森林におけるシカ 被害発生リスクにつ いて調査分析を行う とともに、必要な対 応の検討等を実施。



【委託先】民間団体 等

【委託費】

# 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 【210(262)百万円】

# - 対策のポイント -

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

# く背景/課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、 電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管 理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した**小水力発電等の導入により、農業水利施設で消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能**となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合(目標値 約3割以上)」とされています。
- ・発電施設の導入を推進するためには、これまで全国で行われた導入可能性調査の結果 を踏まえ、施設設計から整備に移行することを支援するとともに、発電施設を管理する土地改良区等の技術力向上が必要となっています。
- ・また、農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、省エネルギー化な ど施設の効率性の向上を図り、維持管理費を軽減する必要があります。

# 政策目標

農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を約3割以上(平成32年度)

# <主な内容>

1. 小水力等発電施設の設計等への支援 小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:地方公共団体、土地改良区等

2. 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組 を支援します。

> ( 補助率:定額 ( 事業実施主体:民間団体等 )

3. 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

( 補助率:定額 事業実施主体:民間団体等 )

[お問い合わせ先:農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)]

# 小水力等再生可能工ネルギー導入支援事業[平成30年度予算概算決定額:210(262)百万円]

# ポケント

0 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します

# 背景/課題

- 農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必 要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増加傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。 農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、維持管理費の軽減に資する取組を進める必要があります。
  - ď

# ◆効率的・経済的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術の導入のためのソフト支援

# 小水力等発電施設の設計等への支援

■補助率:定額 (基本設計は1/2以内) ■事業実施主体:地方公共団体、土地改良区等

・小水力等発電施設の整備に係る<mark>設計等</mark>の取組を支援





平成33年度迄に農業水 利施設の維持管理費に

ついて、使用電力料の

25%分を削減

■補助率:定額 ■事業実施主体:民間団体等

9,600円/60kg)に向け、

担い手の米の生産コス

駹

Ш

ト削減(H35年目標



# 土地改良区等技術力向上支援

発電施設の導入·運営主体となる土地改良区等の技術力向上の 会計運営等に関する研修等の ため、技術力向上、維持管理、 取組を支援





農業水利施設を活 用した小水力発電

# 農業集落排水施設の効率性向<u>上のための支援</u>

■補助率:定額 ■事業実施主体:民間団体等

<u>エネルギーの有効活用</u>を図る<u>整備技術の実証</u>、維持管理費の軽減手 農業集落排水施設の<mark>省エネルギー化</mark>や汚水処理の過程で発生する 法に関する総合的な<mark>技術書の作成・普及</mark>の取組を支援





における省エネルギー 農業集落排水施設 技術の確立

# 農家負担金軽減支援対策事業

【3, 256(3, 740)百万円】

# - 対策のポイント ----

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

# <背景/課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的 な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、担い手への農地集積等に取り組む土地改良区等に対し農家負担金の軽減対 策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

# - 政策目標 —

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

# <主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

# 1. 水田·畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の無利子貸付を行います。(採択要件の担い手農地利用集積率の目標値を見直し)

## 2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

# 3. 農地有効利用推進支援事業(新規)

農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農地利用集積が概ね8割以上 となる地区に対して、以下の支援を行います。

- 農家負担金の償還利子相当額の5/6を対象に土地改良区等に対して助成
- ・農地の長期間の賃貸借契約締結(10年間以上)に伴い、土地改良事業償還金等債務 のある農地の出し手に対する**賃料の一括前払いに必要な借入資金に係る償還利子相 当額を農地中間管理機構等に対して助成**

補助率:定額

事業実施主体:民間団体

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)]

# 農家負担金軽減支援対策事業

- 得安定対策等支援事業」について、担い手への農地の利用集積を加速化させるため、採択要件の見直しを行う。 〇農地耕作条件改善事業の実施に当たり、担い手への農地利用集積率が概ね8割となる地区を対象に支援を行う「農地有効利用 ○担い手への農地利用集積率の向上を要件として土地改良区等の事業負担金に対して無利子資金貸付を行う「水田・畑作経営所
  - 推進支援事業」を追加。

# [拡充] (実施主体:民間団体(公募) 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率 ○採択要件

(<u>订</u>

10ポイント以上増加 5ポイソト以上軸哲 シェア増加 50%以上 **干**′17%09 95%以上 維持 目標 40%~50%未満 90%~95%末滞 50%~55%未満 25%~90%未満 40%未満 12%%56 採択時 100%

10ポイソト以上軸
5% 5ポイソト以上軸加 シェア増加 95%以上 目標 維持 80%~90%末満 90%~95%末浦 95%以上 80%末満 100% 採択時

代

铁

※①目標集積率60%未満は採択しない。②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

# [新規] (公募) (実施主体:民間団体 農地有効利用推進支援事業

土地改良区等

事業費負担 借入

(補助金交付)

※農家負担の5/6を対象

①事業費負担

○農地耕作条件改善事業の農家負担金の支払い

に必要な資金の借入

)借入金の償還

(利子助成\*\*)

償還 (事業費負担へ融資)

一括前払金

(一括前払金へ融資)

金融機関

農地中間管理機構等

○受け手からの賃料収入を基に、 必要な資金の借入 借入

締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のあ る農地の出し手に対する賃料の一括前払いに ○農地の長期間の賃貸借契約 (10年間以上)

2一括前払金 (利子助成)

(民間団体(公募)

一括前払金に

係る借入金の償還

價湿

# 有明海再生対策

【1,765(1,765)百万円】

# - 対策のポイント ----

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

# <背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど**環境改善が十分進んでいない状況**にあります。
- ・また、アサリやタイラギなどの有用二枚貝類は、環境の変化等に伴い資源が低迷していますが、近年アサリの稚貝が多く発生し、少しずつ漁獲につながってきているなどの明るい兆しも見られています。
- ・有明海等の再生に向け、水産資源を回復させ、持続的に利用していくためには、関係 漁業者などの意見も聞きながら、平成29年3月に環境省の有明海・八代海等総合調査 評価委員会がとりまとめた今後の再生方策や課題等を踏まえ、有明海沿岸4県が協調 して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

# 政策目標 有明海の再生

# <主な内容>

- 1. 海域環境の調査
- (1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業

600(600)百万円

有明海の再生に向けた**有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査**を実施するとともに、**有明海沿岸 4 県が協調して産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査**を実施します。

委託費 委託先:地方公共団体等

(2) 国営干拓環境対策調査 < 公共 >

328 (328) 百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、**水質や底質及び生態系の変化等に関する調査**を実施するとともに、**環境保全対策などの対応を検討**します。

国庫負担率:10/10 事業実施主体:国

2. 魚介類の増養殖対策

(有明海漁業振興技術開発事業)

400(400)百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効果的な放流手法等に関する技術開発を支援します。

補助率:定額

事業実施主体:地方公共団体

# 3. 漁場改善対策

(1) 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 325 (325) 百万円 有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、各漁場におけるアサリ等の漁獲量 の増加に資する技術開発・実証を行います。

委託告:民間団体等

(2) 有明海水産基盤整備実証調査<公共> 112(112) 百万円

タイラギ等の資源回復のため、**効果的に餌料環境の改善を図るための漁場の整備方策に関する実証調査**を行います。

国庫負担率:10/10 事業実施主体:国

# (関連対策)

1. 水産基盤整備事業(水産環境整備事業) <公共>

10,604(10,420)百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、**関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進**します。

国庫負担率:1/2等 事業実施主体:地方公共団体等

2. 環境変化に適応したノリ養殖技術の開発事業 38(一)百万円の内数 有明海等における高水温適応品種の実用化に向けた養殖試験を行うとともに、 アサリ、カキ等の二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施し、ノリの 色落ち軽減効果等を実証規模で確認します。

> 委託費 委託先:民間団体等

# お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農地資源課(03-6744-1709)

2、関連対策2の事業 水産庁栽培養殖課 (03-3501-3848)

3 (1) の事業 水産庁研究指導課 (03-3591-7410)

3 (2)、関連対策1の事業

水産庁計画課 (03-3502-8491)